

● 令和5年10月1日から施行される法改正について

その1 ～ 貨物自動車における荷役作業時の安全対策の強化 ～

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第33号）により、貨物自動車における荷役作業中の墜落・転落災害防止対策の充実を目的とする規制の強化が行われます。このうち、令和5年10月1日から施行・適用される内容は以下のとおりとなっています。

【昇降設備の設置が義務付けられる貨物自動車の範囲の拡大】



(改正の要旨)

- ① 最大積載量が「2t以上」の貨物自動車で荷の積み卸しを行う場合（ α - β 掛けや解き、シート外しの作業を含む）には、「床面と荷台との間の昇降」、「床面と荷の上との間」を安全に昇降するための昇降設備の設置が義務となります。 ※従来は最大積載量が5t以上の車両における作業が対象
- ② 昇降設備には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設定されている昇降用のステップも含まれます。テールゲートリフターを中間位置で停止させてステップとして利用する場合には、これも昇降設備として認められます。

※ 荷台側面に設置された巻き込み防止柵などは、一般的に人が昇降することを想定した構造ではないため、上記の昇降設備としては認められませんが、人の乗降を想定した強度が確保され、昇降を行う部分に滑り止め加工や踏面を確保する等、昇降設備として安全に昇降できる機能を付与していると認められるものは昇降設備として使用することが可能です。

【保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲の拡大】



(改正の要旨)

- ① 従来の最大積載量が5t以上の貨物自動車に加えて、今後は、最大積載量が2t以上5t未満で荷台の側面が開放できる車両（平ボディ車、ウイング車など）又はテールゲートリフターが設置されている車両で荷の積み卸しをする場合にも、保護帽の着用が義務となります。
- ② 上記の場合、型式検定に合格した「墜落時保護用」の保護帽を使用させる必要があります。

 上記2つの規制は貨物自動車が自家用（白ナンバー）か事業用（緑ナンバー）かに関わらず適用されます。

★貨物自動車における荷役作業時の規制強化の詳細ははこちらををチェック！⇒



その2 ～ 足場からの墜落・転落災害防止の充実に係る措置の強化 ～

足場からの墜落・転落災害防止対策実効性をより高めるため、以下の措置が必須となります。

【足場の点検者の指名及び点検記録簿への点検者氏名の記載を義務付け】

(改正の要旨)

- ① 注文者又は事業者は、書面交付や口頭伝達、メール、電話により直接指名する等の方法により、足場の点検者をあらかじめ指名しておかなければなりません。
- ② 足場の点検記録簿への必須記載事項として点検者の氏名が追加となります。点検簿に記載する点検者は上記①で指名を受けた者でなければなりません。



その3 ～ 特定化学物質の有害性等の揭示対象物の拡大 ～

【有害性等揭示を行うべき対象物質を全ての特定化学物質に拡大】



これまで、特定化学物質障害予防規則第38条の3に基づく有害性等の事項の揭示義務の対象は同規則に定める特定の物質（特別管理物質）に限定されていましたが、省令改正（令和5年厚生労働省令第69号）により、本年10月1日以降は『**全ての特定化学物質**』が揭示義務対象となります。したがって、これまでは揭示義務対象ではなかった塩素、溶接ヒューム、フッ化水素、水銀、硫酸、硝酸、塩酸などを取扱う事業場では、新たに必要項目の揭示を行う必要があります。

★揭示義務の対象となる物質ごとの揭示内容は「労働安全衛生規則第592条の8等で定める有害性等の揭示内容について」（令和5年3月29日付け基発0329第32号）により詳細が示されていますので参考にしてください。



●その他のお知らせ



☆10月は「年次有給休暇取得促進期間」です☆

年次有給休暇を上手に活用して、働き方、休み方を見直しましょう！

年休取得
促進サイト
はこちら→



☆島根県最低賃金が『時間額904円』に引き上げになります☆

本年10月6日が発効日となります。賃金額の見直しなど漏れのない対応をお願いします。

● 今月の安全衛生委員会の小ネタ

☆全国労働衛生週間について☆



今年も10月1日～7日を本週間、9月1日～30日を準備期間として取組みが始まっています。今年のスローガンは『**目指そうよ二刀流 ころろとからだの健康職場**』です。忙しい中で落ち着いて考える機会が少なくなりがちな一人ひとりの心と体の健康状態について、職場環境の面から働きかけられることはないか、今一度考えるきっかけにしてみてください。なお、全国労働衛生週間中の全国一斉の実施事項として、準備期間で11項目、本週間で6つの事項がピックアップされているので、各事業場の規模や業務に応じて重点事項を絞り込んで実施するなど無理のない範囲で有意義な活動を進めていただくようお願いします。

★全国労働衛生週間の詳細はこちら→



編集後記

現場では安全意識高揚のための挨拶・唱和として『ご安全に！』といった言葉が飛び交いますが、衛生意識高揚のための一言挨拶的なものはあまり聞いたことがない気がします。

その点、『お大事に！』とするとお見舞いっぽくなってしまうので、やはり安直ですが『ご健康に！』とするのが無難なところでしょうか。（語呂・語感が悪い気もしますが...）

というわけで、今月は労働衛生週間の準備期間です。早速ですが、どうぞ皆さま『ご健康に！』